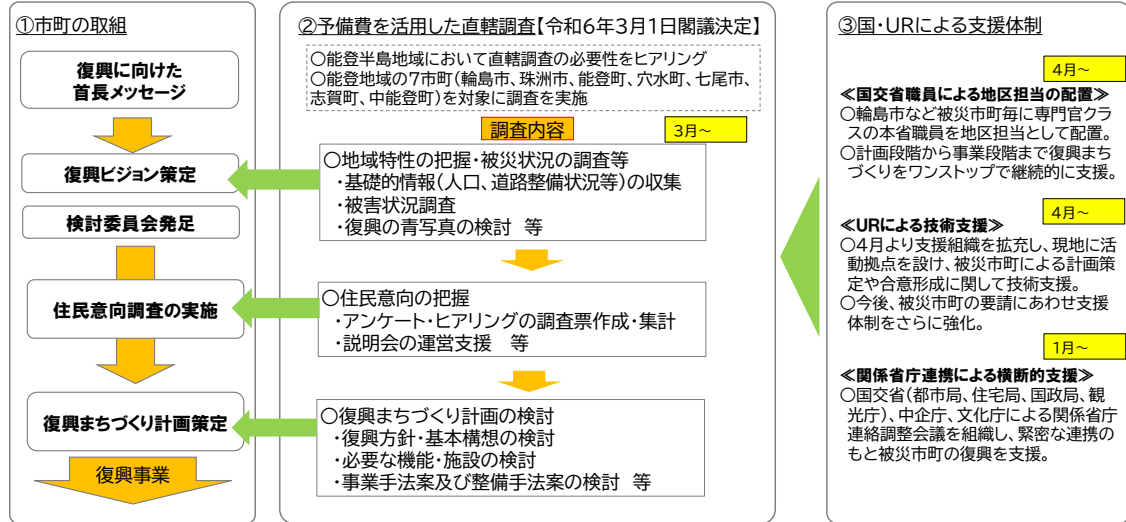


復興まちづくりに向けた調査等による計画策定支援

○能登半島地震からの復興まちづくり計画の策定に向けた国・URによる支援

被災市町や被災地域の住民ニーズ、意向に寄り添い、直轄調査の実施により被災市町における復興まちづくり計画の策定を支援するとともに、国交省職員による地区担当の配置、URによる技術支援、関係省庁連携による横断的支援等により、計画段階から事業段階まで復興まちづくりを継続的に支援。



【参考】被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ（令和6年1月25日：抜粋）

- (3) 災害復旧等
 - 復興まちづくり
 - 被災地の復旧・復興状況を踏まえつつ、復興まちづくりに向け、被災状況調査や支援体制の構築等により被災地方公共団体が行う計画策定を支援するとともに、復興まちづくりにおける構想・計画策定や事業化に向けた合意形成について、都市再生機構による技術支援を行う。

この「計画策定スキーム図」は、令和6年3月22日、政府令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第4回）にて了承されたものです。

緊急アピールで言及したように、左端の計画策定・実施プロセスを想定し、直轄調査で支援するのは、まず「復興ビジョン策定」です。その段階では、「復興の青写真の検討」がありながら、住民意向の把握はありません。住民意向の把握は策定済みの「復興ビジョン」（復興の青写真を言語化した「復興像」）についてであって、これでは、上からの「復興像」の押し付けになります。